

平成28年第3回竹原市議会定例会議事日程 第5号

平成28年9月29日（木） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 議案第43号 平成27年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）

日程第 2 議案第44号 平成27年度竹原市水道事業決算認定について（決算特別委員会）

日程第 3 発議第28-1号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）

日程第 4 発議第28-2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

日程第 5 議員派遣について

日程第 6 閉会中の継続審査（調査）について（2常任委員会）

平成28年9月29日開議

(平成28年9月29日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時55分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいま出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第5号を配布しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第1・日程第2

議長（北元 豊君） 日程第1，議案第43号平成27年度竹原市歳入歳出決算認定について及び日程第2，議案第44号平成27年度竹原市水道事業決算認定についての2件を一括議題とします。

本件は、決算特別委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

8番大川弘雄決算特別委員長。

決算特別委員会委員長（大川弘雄君） それでは、私より決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、付託されました議案第43号平成27年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第44号平成27年度竹原市水道事業決算認定についての2議案につきまして、審査の経過及び結果について報告致します。

本委員会は、平成28年第3回定例会中の9月6日に議長、監査委員を除く12名で構成される特別委員会を設置し、これら2議案の付託を受け、9月9日に招集されました委員会において、私大川弘雄を委員長に、また副委員長には堀越賢二委員を選任し、9月9日から9月26日まで部ごとの詳細審査に加え市長の出席を得て総括質疑を行うなど、計5回にわたる委員会を開催してまいりました。

審査に当たりましては、予算の執行が関係法令の規定に準拠し、適正かつ公平に執行され、期待された行政効果が達成されているか、収入は適正に確保されているか、また財産が適正かつ公正に維持管理されているかなどについて、決算書並びに決算附属資料はもとより、必要に応じ資料の提出と執行部から説明員の出席を求め詳細説明を聴取するなど、慎重かつ厳正な審査が行われたところであります。

まず初めに、平成27年度の予算は、人口減少に対応するため、ふるさと竹原の強みを生かした更なる挑戦、これをテーマとした竹原市総合計画の後期基本計画を策定し、特に

力を入れて取り組んでいく施策をチャレンジプロジェクトとして位置付けて、雇用の場の確保や子育て環境の充実などに取り組まれたところであります。

次に、平成27年度の決算の概要であります。一般会計につきましては、歳入決算額125億7,490万1,000円、歳出決算額124億5,246万7,000円で、歳入歳出差し引き額は1億2,243万4,000円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源4,423万8,000円を差し引いた実質収支は8,626万円の黒字となっております。

歳入の主なものを申し上げますと、市税は収入済額37億2,586万2,000円で、前年度比1.8%の減となっております。また、市税の収納率は滞納繰越分を含め、全体で93.8%であり、前年度と比べ0.9ポイント上昇しております。

次に、地方交付税の収入済額は27億4,117万5,000円で、前年度比6.6%の増となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費の支出済額は14億4,156万9,000円で、前年度比6.9%の増となっております。

次に、民生費の支出済額は46億1,641万1,000円で、前年度比2.3%の減となっております。

次に、衛生費の支出済額は9億3,215万3,000円で、前年度比10.3%の増となっております。

次に、土木費の支出済額は11億6,245万8,000円で、前年度比3.4%の減となっております。

次に、教育費の支出済額は17億612万4,000円で、前年度比20.4%の増となっております。この主な要因は、忠海中学校区小中一貫校施設整備によるものであります。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険ほか6会計の決算合計額は、歳入決算額86億484万3,000円、歳出決算額85億2,524万6,000円となっております。

なお、詳細審査において各委員が質疑を行いましたその主な内容を申し上げますと、1. 市税滞納については滞納する前の積極的な対応の必要性について、2. 各委託料については契約の方法のあり方について、3. 職員の採用状況についてはスポーツ枠など専門

性を有する職員の採用枠の確保の検討を，４．入札制度については地元企業の育成を図るものに，５．竹原ブランド開発推進においては地元特産品の開発に力を入れるよう，６．地域公共交通についてはニーズに合った交通網の維持改善を，７．地方創生については専門家を活用して元気な竹原市の形成を，８．住宅改修事業については手続をより簡素化し，活用の拡大をとの質疑がありました。

また，総括質疑においての意見の内容は，１．地域おこし協力隊の継続性を検討し，定住へのバックアップを，２．子育て支援対策としての放課後児童クラブのあり方，３．町並みや美術館，古民家を活用した観光資源について，４．国道１８５号線大井バス停付近の拡幅や県道竹原吉名線の早期着工など災害に強い道路網の整備を，５．小規模傾斜地を含めた急傾斜地の早急な整備を，６．行政改革を進める中で市有財産の有効活用と老朽化している市営住宅のあり方について，７．公共下水道の抜本的見直しの後の将来展望についてなど質疑，意見がなされ，討論を経て，議案第４３号平成２７年度竹原市歳入歳出決算認定については，採決の結果，賛成多数をもって認定すべきものと決した次第であります。

次に，議案第４４号平成２７年度竹原市水道事業決算認定についてであります，まず収益的収入及び支出は，消費税計算に伴う税込み額で収入総額９億１，６５４万３，０００円に対し，支出総額７億６，７９３万２，０００円で，差し引き１億４，８６１万１，０００円の当年度利益を計算しておりますが，税抜き額で収入総額８億５，３５４万３，０００円に対し，支出総額７億１，８５７万１，０００円で，差し引き１億３，４９７万２，０００円の純利益が計上されています。

次に，資本的収入及び支出であります，税込み額で収入総額２，１９４万９，０００円に対し，支出総額２億８，６３９万２，０００円で，差し引き額２億６，４４４万３，０００円の不足を生じておりますが，この不足額については，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と当年度分損益勘定留保資金，減債積立金，建設改良積立金で補填をされております。

資本的支出の主な事業内容は，中通水源地の電動弁取替ほか制御盤改造工事等の施工により，市内全般にわたり円滑な給水体制の確保に努められております。

なお，審査の過程において水道事業滞納対策の質疑があり，討論を経て，議案第４４号平成２７年度竹原市水道事業決算認定については，採決の結果，賛成多数をもって認定すべきものと決した次第であります。

以上が決算審査の結果であります。委員会審査の過程において委員各位から貴重な指摘、要望及び意見が述べられており、これらの点を含め今後の行政執行の上で留意され、改善を図られるよう要望するとともに、新年度予算編成においても十分反映されることを要請し、決算特別委員会の報告と致します。

以上です。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

お諮り致します。

委員長報告に対する一括質疑につきましては、質疑を省略致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する一括質疑につきましては、質疑を省略致します。

これより順次討論、採決致します。

議案第43号平成27年度竹原市歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論の発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第43号2015年度の一般会計等決算認定について、私は反対を致したいと思います。

安倍自民公明政権による新自由主義、弱肉強食の政治は、貧困と格差を拡大し、市民の生活や暮らしを大変困難な状況に追いやっています。このような時こそ、地方自治法第1条の2に定める住民の福祉の増進を図ることを基本とした行政執行が強く求められていることは言うまでもありません。日本国憲法第25条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、と国民の生存権や国の義務規定を定めています。

竹原市一般会計等の歳入における滞納者の所得を調べてみると、年間所得100万円未満の滞納者は、国保税では73%、固定資産税で80%、市民税で48%です。また、介

護保険料で19%, 後期高齢者医療で34%, 保育料で47%, 学校給食費で80%であります。このように生活保護基準額以下の生活を強いられ、各種重税に苦しめられ、生存権を脅かされているのが現状であります。高い国保税が払えないで苦しんでいる市民の医療保険証の実質的取り上げが9件、短期保険証の発行が119件など、市民の命と健康を脅かす医療制限は即刻中止すべきであります。竹原市は、自治体の責務を果たすために各種重税の負担を減免、軽減する施策を早急に実施すべきであります。

介護保険サービスでは、特別養護老人ホームの入所希望者、いわゆる待機者の実態は市内3施設で418人、そのうち在宅待機者は148人、要介護3以上が69人を占めています。特養ホーム施設を増床し、待機者の実態を改善することは待ったなしの緊急、切実な課題であります。政府の介護離職ゼロを実行あるものにするためにも、竹原市介護入所施設計画を抜本的に見直し、介護者、要介護者の人権尊重の理念を実行すべきです。

在宅介護サービスは、サービス限度額に対する利用率が要介護5で52.8%です。最も在宅介護が必要とする重度の要介護者、関係者が十分な在宅サービスを使えない深刻な現実はいま即刻改善すべきと考えます。憲法25条の生存権や人間の尊厳を守る福祉社会の実現を、今こそ真剣に考えるべき時であります。

後期高齢者医療制度についても、滞納者の罰則として短期保険証が19人発行されています。憲法25条に基づく高齢者の医療権、生存権を脅かしてはなりません。厚労省は、2017年度から低所得者らの保険料を最大9割軽減している特例を廃止する方向で検討をしています。扶養家族だった人は、現在380円の保険料が、特例廃止により最大1,890円、月額ですけれども、このように5倍となる、新聞報道でされております。このままでは滞納者が続出し、高齢者の医療制限が行われ、高齢者の生存権を奪いかねません。私は生活困窮者への緊急措置として、月額年金1.5万円以下の人、また無年金者の高齢者には保険料を実質的無料化する施策を早急に具体化すべきであります。

次は、教育費についてであります。

小学校、中学校の学用品や給食費などを支給する就学援助制度は、義務教育を支える重要な支援制度であります。2010年平成22年度から、クラブ活動費や生徒会費、PTA会費の3項目を新たに支給するように文部科学省が改善し、国が交付税の需要額を財政支援しているにも関わらず、いまだに竹原市教育委員会は3項目の追加支援を実施していません。この実施には、わずか600万円余りの予算措置でできることです。就学援助制度の改善、拡充を再度この場で強く求めておきます。

義務教育に必要な学級教材の保護者負担は、小学校で最高月額1,679円、中学校で最高月額2,127円です。義務教育の無償化に準じた学級教材費の改善措置が全くとられていません。幼稚園施設の耐震化を繰り返し求めているにも関わらず、放置されていることも断じて許せません。

竹原市小中一貫教育の導入は、その内容について保護者、関係者に十分に説明し、納得に基づく合意形成は欠かせないと思います。小中学校の統廃合ありきの教育行政では、真に子どもの学力向上や健やかな成長はあり得ません。また、教職員の長時間勤務の解消は、子どもの学習権、健やかな成長を保障するためにも早急に実現すべきであります。

次は、私は公共事業は、市民の生活、暮らしを最優先に、事業の緊急度、必要度を真に精査すること、また市内の中小業者の仕事を確保し、地域が元気になる地域循環型経済対策事業を大胆に推進すべきことを繰り返し求めています。新開土地地区画整理事業は、巨額な投資にも関わらず人口減少の有効な歯どめ策にはなっていません。圃場整備事業は、完成後四十数年経過しないとその事業効果が見えてきません。これらの主要事業が真に竹原市の経済の活性化や地域振興にどれだけ役立っているかは大変疑問であります。公共下水道事業の汚水処理地域を縮小し、合併浄化槽への転換する汚水処理計画の見直しは、竹原市財政問題から見ても緊急の課題と思います。そして、雨水排水処理事業を重点施策に取り組む公共下水道事業への転換を強く求めておきます。私は現在の竹原市の公共事業のあり方を抜本的に見直して、災害から市民の命と財産を守る急傾斜地崩壊対策事業や浸水防止対策、雨水排水対策事業、下水道整備事業、生活道路の整備事業やLED化に伴う防犯灯増設など、市民の生活環境の整備充実に切りかえることを強く求めておきます。住宅リフォーム助成制度を地元業者や市民が使いやすいように抜本的に改善することは、竹原市経済の振興、元気な竹原市を実現する上で最も有効な施策であります。学校施設、あるいは避難所等公共施設の耐震化や老朽化した市営住宅の建てかえなど、最優先に位置付けて取り組むことを指摘しておきたいと思います。農業や漁業の衰退に歯どめをかけるかなめは、従事者の再生産活動を維持し、なりわいとして成り立つ具体的な支援策を実施できるかどうかにかかっています。竹原市農業振興計画にある1戸当たり年間農業所得、おおむね450万円がある農家は8戸で、花やシイタケ等の栽培経営をされているという説明でした。これらの支援策を強めて、生活できる、経営が成り立つ農業者育成に竹原市が積極的に取り組むことを強く求めておきます。同時にTPP参加による農業の破壊、食の安全を脅かす事態に対し、竹原市は明確に反対を表明すべきであります。

次に、公共施設の管理運営についてです。

竹原市の公共施設の指定管理者は、コスト削減のみに重点が置かれています。そこで働く人の賃金を限りなく低額に追い込み、地域を疲弊させることは明らかであります。私は、改めて市が責任を持つ本来の公共施設の管理に戻すことを強く求めていると思います。

次は、私は部落差別に起因する差別事件発生の有無等の決算資料を毎年求めています。この間、竹原市内で市民が特定できる部落差別事象は発生しておりません。にも関わらず、従来の予算措置が継続されており、私は隣保館等の運営事業や部落解放同盟の団体補助金は全額削減することを改めて指摘するものであります。

最後になりますけれども、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働条件は大変厳しくなっています。行政改革と称して安易に人件費の削減を優先させれば、市民サービスを支える市職員の継続性、安定性が欠落してしまいます。臨時職員等の不安定雇用は早急に改善すること、安定雇用の職員を増やし、市民サービスを充実させる環境整備を早急に具体化することを強く求めています。

以上で私の反対討論と致します。

議長（北元 豊君） 次に、賛成討論の発言を許します。

5 番堀越賢二議員。

5 番（堀越賢二君） 私は、議案第 43 号平成 27 年度竹原市歳入歳出決算認定に賛成の立場で討論させていただきます。

平成 27 年度の新規事業として、子どもが夢を持ち人が輝くまちづくりへの挑戦として、負担増となる 18 歳未満を扶養する多子世帯で第 3 子以降の 3 歳以上児の利用者負担額から 2,500 円を減額する保育料軽減事業、人が集まる元気なまちづくりへの挑戦として、吉名漁港に堆積した土砂を撤去した吉名漁港水域施設改良事業、健やかで支え合う安心のまちづくりへの挑戦として、メタボリックシンドロームに着目した健診に係る自己負担金 500 円を無料化する特定健康診査自己負担金無料化事業、安全でしっかりとした都市基盤づくりへの挑戦として市内各地へ屋外拡声器を設置するとともに、拠点公共施設へ告知端末を設置し、情報発信体制を構築する告知放送設備整備事業、みんなで築くまちづくりへの挑戦として、自治会及び住民自治組織の活動を支援する住民協働支援事業などがありました。人口減少に対応するために、ふるさと竹原の強みを生かしたさらなる挑戦をテーマとした竹原市総合計画の後期基本計画に基づき、これらの新規事業や拡大事業を

適切に執行されており、豊かさと住みよさを実感することのできる竹原市の実現に向けて着実に課題解決を図っていくための事業実績となっていると考えられます。

以上の理由をもって、議案第43号竹原市歳入歳出決算認定の賛成討論とさせていただきます。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第44号平成27年度竹原市水道事業決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論の発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 議案第44号2015年度の水道事業決算認定について、私は反対を致します。

決算資料によると、水道料金の全滞納者数は123人、そのうち働く貧困層と言われる年間所得200万円未満が20%、年間所得ゼロから100万円未満は18人で15%であり、この方は生活保護基準以下の生活を強いられているのが現状であります。滞納処分は、給水停止処分の最終予告が173件、給水停止が12件行われており、憲法25条の生存権を脅かすものと考えます。市民の命を守るためにも、即刻給水停止の解除を求めます。

次は、広島県用水受水費は2015年度1億9,319万7,440円で、水道事業費の27%を占めており、水道事業経営の大きな負担となっているわけであります。広島県用水をなぜ受水することになったのか、それは今から38年前の1978年昭和53年3

月 27 日付で広島県知事に要望書が提出され、中身は年々増加する水需要への対応、これが最大の目的であります。今日、38 年前の経済状況は激変し、水需要は減少しているのも事実であります。ところが、2014 年平成 26 年 2 月の県用水受水協定書は、今後 10 年間、日量 4,600 立方メートル余の受水量を契約しています。その一方で、ほぼ同量の竹原市内の水源を削減しているわけであります。竹原市の貴重な水資源を有効に活用していない事態は、水道経営にも重大な影響を与えます。即刻県用水受水を廃止する具体的な交渉を強く求めておきます。

以上で私の反対討論を終わります。

議長（北元 豊君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 3

議長（北元 豊君） 日程第 3、発議第 28－1 号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

9 番道法知江議員。

9 番（道法知江君） それでは、発議第 28－1 号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書の趣旨説明を行ってまいりたいと思います。

内閣総理大臣安倍晋三殿、文部科学大臣松野博一殿、総務大臣高市早苗殿。

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）。

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、いじめ、不登校、虐待など貧困問題等への対応や保護者からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決でき

ない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査においては、先進国で構成される経済協力開発機構——OECD——が2014年に発表した34カ国地域によると、中学校の教員の各国平均勤務時間は1週間で38.3時間、これに対し日本は53.9時間と約1.4倍の長時間勤務であります。事務や部活動など授業外の仕事に多くの時間を費やされています。日本の教員は世界一忙しいと言われております。我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる次世代の学校を構築していく必要があることから、下記の項目について強く要望致します。

1、教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくチーム学校の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。

2、教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。

3、部活動は、教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう環境整備を進めること。

4、教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

議員の皆様におかれましては、賛同して頂きますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議長（北元 豊君） 日程第4，発議第28－2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 地方財政の充実・強化を求める意見書について、その趣旨説明を行います。

本案は、平成29年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すために、国において次の事項を実現されるよう強く要望するものであります。

1，子ども・子育て支援新制度，地域医療構想の策定，地域包括ケアシステム，生活困窮者自立支援，介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど，急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

2，地方交付税におけるトップランナー方式の導入は，地域によって人口規模，事業規模の差異，各自治体における検討経過や民間産業の成長度合いの違いを無視して経費を算定するものであり，地方自治体と十分協議すること。

3，復興交付金，震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については，復興集中期

間終了後の平成２８年度以降も継続すること。また、平成２７年度の国勢調査を踏まえた人口急減、急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

４、地域間の財源偏在性を是正するため、地方偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。

５、地方財政計画に計上されている歳出特別枠、重点課題対応分及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など経常的に必要な経費に振りかえること。

６、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものであります。

慎重御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（北元 豊君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議長（北元 豊君） 日程第5，議員派遣についてを議題と致します。

お諮り致します。

質疑，討論を省略して，お手元に配付しておりますとおり，議員派遣については竹原市議会会議規則第167条の規定により決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，議員派遣については別紙のとおり決定致しました。

なお，閉会中に緊急を要する場合は，議長において議員の派遣を決定致しますので，御了承願います。

日程第6

議長（北元 豊君） 日程第6，閉会中の継続審査（調査）についてを議題と致します。

お手元に配付致しておりますとおり，各常任委員会委員長から会議規則第111条の規定に基づき，閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮り致します。

それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮り致します。

議決されました各案件につきましては，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定致しました。

お諮り致します。

今期定例会の会期は、９月６日から９月３０日までとなっておりますが、今期定例会に付議された案件は全て議了致しました。よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 御異議なしと認めます。よって、本日をもって平成２８年第３回竹原市議会定例会を閉会致します。

午前１０時４０分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員